

各市柔道協会等団体の長 様
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会事務局長

全柔連公認指導者資格の更新ポイントの取扱いについて

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、指導員資格については、資格有効期限までに必要なポイントを取得することにより資格の更新ができます。(その間の全柔連登録も必要です)

つきましては、更新ポイント取得にあたっては、下記に留意し、計画的な取得の指導をお願いいたします。

記

1 資格有効期限

登録システムや県柔協からの更新リストでは、資格有効期限の年度が西暦で示されていますが、例えば「2019」であれば、2020年3月末までが期限です。

2 更新手続きの実際

1の例の場合、全柔連が登録システムにより更新の手続きを行いますが、その手続きは2020年2月末に行うことから、県柔道協会からの更新リストは、2020年1月中に全柔連に提出することになります。

このため、登録システムでは、実際には更新していても、更新したようになっていない方がおられます。これは、2月末の手続きに間に合わなかったケースで、更新の状況は県柔協から各団体・チームに送信されたリストで御確認ください。

3 更新ポイントの取得により更新した後の、更新ポイントの取得

更新ポイントについては、その資格の「有効期限内」での取得ポイントが有効となります。先の有効期限内での更新ポイント取得は無効な取得となりますので、注意してください。

例えば、2018年11月に、ポイント取得により更新した場合、例えばその対象の更新期限が、2019年であった場合(2020年3月末が有効期限末)、次の有効期限が始まる2020年4月からの取得ポイントが次の有効期限末に向けた更新ポイントとなります。言い換えると、2020年(4月)から始まる有効期限の更新には、2020年3月末以前の更新ポイントは無効となりますので注意してください。